

CredNex 利用規約

2025 年 9 月 1 日現在

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、ETF 設定・交換プラットフォームシステム（以下「CredNex」といいます。）を運営し、この CredNex 利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、ネットワークを介した ETF（国内の証券取引所に上場する又は上場する見込みのある投資信託受益証券であって、投資信託財産を主として有価証券、デリバティブ取引に係る権利、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用することを目的とするものをいいます。以下同じ。）の設定・交換（金銭による一部償還を含みます。以下同じ。）及び JDR（国内の証券取引所に上場する又は上場する見込みのある有価証券信託受益証券で、外国の証券取引所に上場する ETF と同様の性質を有する有価証券を信託財産とするものに限ります。以下同じ。）の設定・転換（以下、ETF の設定・交換と合わせて「設定・交換等」といいます。）に係る申込み・承諾、ETF の設定・交換に係る清算申込み並びに ETF 及び JDR（以下「ETF 等」といいます。）の設定・交換等に係る情報の授受等を可能とするサービスを、CredNex 利用者に提供します。

2 CredNex は、CredNex 利用者間の ETF 等の設定・交換等に係る申込み・承諾、清算申込み及びそれらに必要な情報の授受等を行うための電磁的な場を提供するものにすぎず、東証は、ETF 等の設定・交換等その他の取引について受託、仲介、勧誘、斡旋その他のこれに類する行為を行うものではありません。ETF 等の設定・交換等の取引に係る一切の責任は CredNex 利用者であり、CredNex 利用者はこれを了承の上、取引当事者双方の責任において、CredNex を利用するものとします。

3 CredNex 利用者は、本規約に従って CredNex を利用するものとします。また、設定交換等の取扱いを含む各 ETF 等の運営については、各 ETF 等の信託約款に従うものとします。株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が行う ETF の設定・交換の清算については、クリアリング機構が定める業務方法書等諸規則に従うものとします。

(用語の定義)

第 2 条 「CredNex」とは、東証が運営するシステムであって、ETF 等の設定・交換等に係る各種情報受発信機能を実装しているものをいいます。

2 本規約において、「指定参加者」とは、国内証券取引所に上場する ETF の募集の取扱いを行う者又は JDR の設定・交換を行う者として当該 ETF 又は当該 JDR に係る管理会社の指定を受けた者をいいます。

3 「マーケットメイカー」とは、指定参加者に対して設定交換等の申込みを行う者（指定参加者内の

利用者を含みます。以下同じ。)をいいます。

4 「管理会社」とは、国内証券取引所に上場する ETF 等の委託者をいいます。

5 「信託銀行」とは、国内証券取引所に上場する ETF 等の受託者（当該 ETF 等に関し当該受託者と信託契約を締結し信託事務の委託を受けた信託銀行を含みます。）をいいます。

6 「CredNex 利用者」とは、第 4 条の定めるところにより CredNex サービスの利用を許諾された者をいいます。

第 2 章 利用申込等

（参加要件）

第 3 条 CredNex 利用者は、指定参加者、管理会社、信託銀行、マーケットメイカーその他東証が適当と認めた者に限ります。

（利用申込み）

第 4 条 CredNex の利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、本規約その他 CredNex の利用や接続方法に関して東証が定めるドキュメント等を承諾の上、東証所定の「利用申込書」に必要事項を記入し、東証に提出することにより、利用の申込みを行うものとします。

2 前項の規定による申込みに対して、東証が承諾する場合には、東証は当該利用希望者に CredNex の利用に必要な情報を通知します。当該通知の時点で、当該利用希望者と東証との間で、本規約に基づく CredNex の利用契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。

3 利用希望者が次のいずれかに該当すると東証が認める場合には、東証は、第 1 項の申込みを承諾しないことがあり、利用希望者はあらかじめこれを了承するものとします。

- （1） 前条に定める参加要件を充足しない場合
- （2） 第 1 項の利用申込書類に虚偽の事実を記載した場合
- （3） 利用希望者が CredNex の利用に係る義務を怠るおそれがある場合
- （4） 利用希望者が ETF 等の設定・交換等に関する業務を行っておらず、行う見込みもない場合
- （5） 東証との間の他の契約に違反し、又は違反するおそれがある場合
- （6） 東証及びクリアリング機構の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- （7） その他東証が利用希望者の利用を適当でないと合理的に判断した場合

4 利用申込書の内容に変更が生じた場合には、CredNex 利用者は直ちに別途東証が定める「変更届」を東証に提出するものとします。

第 3 章 CredNex 利用者の権利・義務

（使用権等）

第 5 条 東証は、CredNex 利用者に対し、CredNex を利用できる非独占的な利用権を許諾するも

のとします。

- 2 前項の場合において、CredNex に関するドキュメント、マニュアル等に関する著作権、工業所有権その他一切の権利は東証に留保されるものとします。
- 3 CredNex 利用者は CredNex を利用するにあたり、本規約その他 CredNex の利用や接続方法に関して東証が定めるドキュメント等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって CredNex を利用するものとします。
- 4 CredNex 利用者は、CredNex を適法な目的にのみ利用するものとします。

(ユーザ ID 等の管理)

- 第 6 条 CredNex 利用者は、CredNex の利用に必要な情報（ユーザ ID、パスワード、API キー及びログイン認証コード等）の管理及び使用について責任を負うものとし、これらが第三者に使用されたことにより生じた損害について、東証は何ら責任を負わないものとします。これらの不正利用の疑いがある場合には直ちに東証に知らせるものとします。
- 2 CredNex 利用者は、CredNex の利用に必要な情報を、第三者（CredNex 利用者の役職員及び CredNex を使用して行う業務の委託先の業務従事者等（以下本項において「役職員等」といいます。）を除きます。）に譲渡し、貸与し、使用させ、質入れその他一切の処分をしてはならないものとします。CredNex 利用者は、CredNex 利用者の役職員等に CredNex を利用させる場合には、当該役職員等に CredNex の利用に必要な情報を使用させることができますが、CredNex 利用者は当該役職員等による当該情報の管理及び使用に責任を負うものとします。

(CredNex への接続のために必要な設備等の設置)

- 第 7 条 CredNex 利用者は、CredNex を利用するにあたり、CredNex への接続のために必要な設備等を、自らの負担で準備するものとします。

(保全責任)

- 第 8 条 東証は、CredNex 用の設備の処理能力の制御その他の事由により、情報の授受又は保存等に不具合が生じることがないように努めるものとします。
- 2 CredNex 利用者は、CredNex の利用にあたり、自らの負担で準備した設備等が正常に稼働するように管理・維持するように努めるものとします。
 - 3 CredNex 利用者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合は、経由する全てのネットワークに関する規則その他の取決めに従うものとします。

(禁止事項)

- 第 9 条 CredNex 利用者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
- (1) CredNex を通じて入手した情報を設定交換等および ETF に関連する売買以外の行動に利用する行為

- (2) CredNex を通じて入手した情報を第三者に販売する行為
- (3) 設定・交換等を成立させる意図がなく、みだりに申込情報を登録、取消する行為
- (4) CredNex の利用権を第三者に譲渡又は貸与する行為
- (5) 他者になりすまして CredNex を利用する行為
- (6) 東証又は第三者の権利・利益を侵害・毀損する行為又はそのおそれがある行為
- (7) 東証のサーバに対して不正アクセスを試みる行為及び高負荷をかける行為のほか、東証のシステムに障害を発生させようとする行為
- (8) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (9) 本規約に違反する行為
- (10) 前各号に定めるほか、東証が不適当と認める行為

第4章 サービスの概要

(管理会社による事前登録)

第10条 管理会社は、CredNex で取扱うETF等について、あらかじめ東証に対して届出を行います。届出を行った銘柄については、設定・交換に必要な各種情報を CredNex を通じて提供することとします。

(マーケットメイカーからの申込み)

第11条 マーケットメイカー（CredNex 利用者である者に限ります。以下本章及び第23条において同じ。）は、CredNex において、設定・交換等を希望する銘柄及び申込日その他必要事項を入力することで、指定参加者（CredNex 利用者である者に限ります。以下本章及び第23条において同じ。）に対してETF等の取得・譲渡の申込みを行います。

2 マーケットメイカーは、指定参加者が承認する前の時点では、前項の申込みを CredNex において取り消すことができるものとします。

(指定参加者による申込みの承認)

第12条 指定参加者は、マーケットメイカーから前条第1項の取得・譲渡の申込みを受領した場合には、速やかに承認の可否を CredNex に登録するものとします。指定参加者が承認を行った場合、管理会社への設定・交換等の申込みを行ったものとして扱います。

2 指定参加者は、マーケットメイカーからの前条第1項の取得・譲渡の申込みを拒否した後に、当該拒否の操作を取り消すことはできないものとします。

(管理会社による申込みの承認)

第13条 管理会社（CredNex 利用者である者に限ります。以下本章及び第23条において同じ。）は、指定参加者から前条第1項後段の設定・交換等の申込みを受領した場合には、速やかに承認の可否を CredNex に登録するものとします。管理会社が承認を行った場合、当該申込み及び第11条第1項の取得・譲渡の申込みは成立したものとして扱います。

- 2 管理会社は、指定参加者からの前条第 1 項後段の設定・交換等の申込みを承認又は拒否した後は、次条第 5 項の場合を除き、当該承認又は拒否の操作を取り消すことはできないものとします。

(承認された申込みの取消)

- 第 14 条 マーケットメイカーは、第 11 条第 1 項の取得・譲渡の申込みが指定参加者によって承認された後であっても、当該申込みの取消依頼を行うことができます。
- 2 マーケットメイカーが前項の取消依頼を行った場合、指定参加者および管理会社は速やかに当該取消依頼に係る承認の可否を CredNex に登録するものとします。指定参加者と管理会社のいずれかが拒否した場合には、第 11 条第 1 項の取得・譲渡の申込みは引き続き成立したものとして取り扱います。
 - 3 指定参加者は、第 12 条第 1 項後段の設定・交換等の申込みが管理会社によって承認された後であっても、やむを得ない事由がある場合には、マーケットメイカーの承認を得ることなく、管理会社に対して当該申込みの取消依頼を行うことができます。
 - 4 指定参加者が前項の取消依頼を行った場合、管理会社は速やかに当該取消依頼に係る承認の可否を CredNex に登録するものとし、管理会社が拒否した場合には、第 12 条第 1 項後段の設定・交換の申込みは引き続き成立したものとして取り扱います。
 - 5 管理会社は、やむを得ない事由がある場合には、マーケットメイカーおよび指定参加者の承認を得ることなく、前条第 1 項の承認を取り消すことができます。
 - 6 第 2 項若しくは第 4 項の規定により指定参加者若しくは管理会社が取消依頼を承認した場合又は管理会社が前項の規定により前条第 1 項の承認を取り消した場合には、第 11 条第 1 項の取得・譲渡の申込み及び第 12 条第 1 項後段の設定・交換等の申込みは失効します。

(計算書の登録)

- 第 15 条 管理会社は、ETF の基準価額の計算が終わり次第、CredNex に計算書を登録します。登録が行われた場合、東証は CredNex を通じて信託銀行（CredNex 利用者である者に限ります。以下本章において同じ。）に通知します。
- 2 信託銀行は、前項の通知を受けたときは、承認の可否を CredNex に登録するものとします。東証は、信託銀行が承認をしたときは、CredNex を通じて指定参加者およびマーケットメイカーに計算書を通知します。

(申込みの成否等)

- 第 16 条 東証は、管理会社が定める設定・交換等の申込期限又は東証が別途定める CredNex のシステム利用時間が終了するまでに管理会社による設定・交換等の申込みの承認が行われなかった場合、当該申込みは成立しなかったものとしてマーケットメイカー、指定参加者、管理会社及び信託銀行に通知します。
- 2 指定参加者又は管理会社から CredNex において単一の申込みに対して複数回、承認可否の操

作が行われた場合、東証は最初に受け付けた承認可否の操作を正しいものとして扱い、以降に行われた操作を無効とします。

（指定参加者による申込者としての CredNex の利用）

第 17 条 指定参加者は、自己の計算に係る ETF 等の設定・交換等（取引一任契約（金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）第 16 条第 1 項第 8 号ロに規定する取引一任契約をいいます。）に基づく設定・交換等を含みます。）について、本章の規定に従い、設定・交換等に係る申込みを行う者として CredNex を利用することができます。この場合、指定参加者は、自身を第 11 条第 1 項の譲渡・取得の申込みに係る指定参加者として、申込みを行うものとします。

（申込みの受付及び承認の条件値の設定）

- 第 18 条 第 13 条に規定する申込の承認又は拒否について、管理会社は、CredNex 上で最低申込口数、申込単位その他の東証が定める申込受付条件を設定することができます。管理会社は、マーケットメイカー及び指定参加者に対して、あらかじめ設定した値に整合しない申込みを登録不可とすることができます。
- 2 管理会社は、東証が定めるところにより CredNex 上での設定・交換の申込みについて、自身の取扱銘柄を指定した指定参加者に対して、あらかじめ設定した条件に該当する設定・交換等の申込みを自動的に承認又は拒否をする機能（以下「自動承認機能」といいます。）を利用することができます。自動承認機能を利用するにあたり、管理会社は、事前にテストを実施し、自動承認機能に用いられる計算ロジックや自動承認機能による承認又は拒否の結果の正確性について確認を行うものとします。
- 3 第 1 項の申込受付条件および前項の条件は、管理会社の責任において決定するものとし、東証はこれらの条件及び計算ロジック等の正当性及び妥当性について責任を負わないものとします。また、第 29 条の規定にかかわらず、自動承認機能を用いた承認又は拒否の結果及びそれに伴い発生した費用又は損害等について、東証は一切の責任を負わないものとします。

（参考情報の提供）

第 19 条 東証は、CredNex において、CredNex 利用者にとって有用と考えられる情報を提供することができます。当該情報に誤謬があった場合に当該誤謬によって CredNex 利用者に損害が生じたとしても、東証の故意又は重過失による場合を除き、東証は CredNex 利用者に対し一切の責任を負いません。

（データの利用）

第 20 条 CredNex 上のすべてのデータの権利は東証に帰属します。

2 東証は、適切な市場運営を確保する目的で CredNex 上のデータ（申込データ、システム利用デー

タを含みます)を株式会社日本証券クリアリング機構、日本取引所自主規制法人及び関係当局等に対して提供できるものとします。

- 3 東証は、CredNex における申込情報に関するデータについて、CredNex 上で初めて表示された日の翌営業日以降に、CredNex 利用者を特定されない処理を施すとともに他の CredNex 利用者に関するデータと統合した形式とすることを条件に、CredNex 利用者の事前の許諾を得ることなく、第三者に対して有償・無償を問わず当該データを提供できることとします。
- 4 東証は、CredNex に登録された申込不可日・銘柄マスタ等の情報を、ETF の売買の振興のために CredNex 以外のプラットフォームでも配信することが出来るものとします。

第 5 章 サービスの停止等

(サービスの停止、制限・中断)

第 21 条 東証は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、CredNex 利用者に実務上可能な範囲で事前に通知した上で、CredNex の利用の一部又は全部を停止し、又は一時的に中断することができるものとします。

- (1) 東証において設備、機器等の保守点検が必要なとき
 - (2) 火災、停電により CredNex のサービス提供ができないとき
 - (3) 天災地変(地震・洪水・津波・感染症の拡大等)により CredNex のサービス提供ができないとき
 - (4) 人為的災害(戦争・動乱・騒乱等)その他不測の事態により CredNex のサービス提供ができないとき
 - (5) その他東証が必要と判断したとき
- 2 東証が必要と判断した場合は、CredNex 利用者に事前に通知した上で、CredNex のサービス内容を変更できるものとします。
- 3 東証は、CredNex のサービス提供を終了する場合、終了日の 90 日前までに、CredNex 利用者に書面又は電磁的方法により通知します。CredNex のサービス提供を終了した場合、当該終了の時点をもって、すべての CredNex 利用者との間の利用契約は自動的に終了するものとします。

第 6 章 利用契約の解除等

(マーケットメイカーに対する指導等)

第 22 条 東証は、CredNex 利用者による CredNex の利用状況をモニタリングするものとします。

- 2 東証は、指定参加者又は管理会社が、第 13 条もしくは第 14 条の規定に反して、すみやかな申込みの承認を行っていないと認められる場合には、当該指定参加者もしくは管理会社に対して、速やかに承認もしくは却下をするように指導することができます。
- 3 前項の指導を行った場合において、指定参加者又は管理会社の対応状況に改善が見られないとき

は、東証は、当該指定参加者の CredNex の利用を一時的に制限するなどの対応を行うことができるものとします。

（利用契約の解除等）

第 23 条 東証は、CredNex 利用者が違反行為（CredNex を本来の目的のために利用しないこと又は本規約（CredNex 利用に関する各種のドキュメントを含みます。）若しくは関連法令に違反する等不適切な行為を行うことをいいます。以下同じ。）を行った場合には、当該 CredNex 利用者に対し、当該違反行為の是正を要求するとともに、当該 CredNex 利用者の利用を一時的に制限するなどの対応を行うことができるものとします。合理的な期間内に当該違反行為の是正が行われない場合は、東証は、当該 CredNex 利用者の利用契約を解除することができるものとします。

2 CredNex 利用者は、利用契約の解約を希望する場合には、毎月 15 日までに東証に解約の申込みを行うものとし、当該申込みを東証が受理した日の翌月末に利用契約が解約されるものとします。

（存続条項）

第 24 条

本契約が終了した後も、第 20 条、第 27 条及び第 29 条から第 31 条までの定めは、なお有効に存続するものとします。

第 7 章 利用料

（利用料等）

第 25 条 CredNex の利用料については、以下のとおりとします。

CredNex 利用者の区分ごとに下表のとおり定める基本料と従量利用料を合算した金額（月額）。

利用者区分	基本料	従量利用料
指定参加者	6 万円	現物設定及び現物交換（ETF とその構成銘柄の交換により行われる設定・交換。以下同じ。） (i) 設定・交換申請機能利用：設定・交換の申込み 1 件あたり 1,200 円 (ii) 計算書の授受機能利用：設定・交換の申込み 1 件あたり 1,200 円 (iii) 債務負担申請機能利用：月間の債務負担申請件数に応じて、次に掲げる金額

		a 20 件目までの申請につき、1 件あたり 12,000 円 b 21 件目から 50 件目までの申請につき、1 件あたり 9,000 円 c 51 件目から 100 件目までの申請につき、1 件あたり 6,000 円 d 101 件目以降の申請につき、1 件あたり 3,000 円 金銭設定及び金銭償還並びに J D R の設定及び転換 (金銭のみにより行う ETF の設定と償還をいいます。以下同じ。) 並びに JDR の設定及び転換 (i) 設定・交換申請機能利用：設定・交換の申込み 1 件あたり 600 円 (ii) 計算書の授受機能利用：設定・交換の申込み 1 件あたり 600 円 (iii) 債務負担申請機能利用：債務負担申請 1 件あたり 1,000 円		
マーケットメイカー	20 万円 ただしマーケットメイカーが東証の指定するマーケットメイカーである場合には 10 万円、マーケットメイカーが指定参加者である場合には 5 万円（両方に該当する場合にはいずれか安価な方を適用）	なし		
管理会社	CredNex で設定交換を行う対象として登録される ETF 及び JDR の銘柄数に応じて下表の金額 <table><tr><td>銘柄数</td><td>金額</td></tr></table>	銘柄数	金額	現物設定及び現物交換 債務負担申請機能利用：月間の債務負担申請件数に応じて、次に掲げる金額 (i) 50 件目までの申請につき、1 件あたり 1,000 円
銘柄数	金額			

	5 銘柄以下	12 万円	(ii) 51 件目以降の申請につき、1 件あたり 800 円 金銭設定及び金銭償還 債務負担申請機能利用：月間の債務負担 申請件数に応じて、次に掲げる金額 (i) 50 件目までの申請につき、1 件あたり 500 円 (ii) 51 件目以降の申請につき、1 件あたり 400 円 JDR: 設定・転換申請機能利用：月間の設定・転 換申請件数に応じて、次に掲げる金額 (i) 50 件目までの申請につき、1 件あたり 500 円 (ii) 51 件目以降の申請につき、1 件あたり 400 円
	6～10 銘柄	18 万円	
	11 銘柄以上	24 万円	
信託銀行	10 万円		なし

(注) 算出に用いる ETF 及び JDR の銘柄数は、当月の最終営業日時点の数とします。

(注) 従量利用料に係る「ETF 設定・交換の申込み」の件数については、「設定・交換申請機能利用」にあっては、当月において運用会社による申込承諾が行われた申込みの件数、「計算書の授受機能利用」にあっては、当月において計算書の確定が行われた申込みの件数をいうものとします。同月中にそれぞれの取消し等が行われ、当該申込みが不成立となった場合の当該件数は除くものとします。

(注) 基本料については、利用期間が 1 月に満たない場合であっても日割計算は行いません。

(注) なお、当該料金は東証が別途定める日までの間、いずれの料金についても免除します。

第 8 章 雑則

(個人情報の取扱い)

第 26 条 東証は、CredNex の利用申込みの際に提供された氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報について、以下の目的で使用します。

(1) CredNex 利用の申込みの確認及びその提供

(2) CredNexに関連した情報の案内又は調査

- 2 東証は、CredNex の利用申込みを行った者から受け取った個人情報について、「個人情報の取扱いについて」(<https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/personal-information/index.html>) 及び「プライバシーポリシー」(<https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/privacy-policy/index.html>) にしたがって取り扱い、利用目的の範囲を超えて使用したり、法令に基づく場合などを除いて、本人の同意を得ることなく第三者に開示、提供しません。
- 3 CredNex の利用申込を行った者は、「個人情報の取扱い」及び「プライバシーポリシー」に同意したものとみなします。

(秘密事項)

第 27 条 東証は、CredNex の提供に際し知り得た CredNex 利用者の業務上の秘密を、CredNex の運営及び業務の遂行以外の目的で利用せず、第三者（東証及びその関係会社並びにそれらの役職員並びに CredNex システムの維持・保守業務、運用業務、運用サポート業務その他 CredNex の提供に関する業務の委託先の業務従事者に対して、当該目的のために必要な範囲で開示する場合で、かつ、当該第三者において秘密保持義務違反があった場合には東証による義務の違反として CredNex 利用者に対して直接責任を負うこととされる場合を除きます。）に漏洩させることはしません。ただし、次の各号のいずれかに該当すると東証が判断した場合には、この限りではありません。

- (1) 法律により、開示義務が課せられた場合
- (2) 本規約に違反する行為を防止するために、東証が必要であると判断した場合
- (3) 東証又は他の CredNex 利用者の重要な権利又は財産の保護のために東証が必要不可欠であると判断した場合
- (4) 東証が CredNex 用の設備を維持するために必要不可欠であると判断した場合
- (5) 東証が CredNex 用の設備に生じた障害を修理又は復旧するために必要不可欠であると判断した場合

(反社会的勢力との関係排除)

第 28 条 本規約において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）
- (4) 総会屋
- (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行っ

た個人又は法人その他の団体

(6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体

(7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者

2 CredNex 利用者について、次の各号に掲げる者が反社会的勢力である場合、CredNex の利用は認められません。なお、利用希望者が CredNex の利用申込みを行った場合、これに該当しないことを確認したうえで本条に定める内容に同意したものとみなします。

(1) 自ら又はその株主（経営に事実上参加していると認められる者に限ります。）、役員及び使用人

(2) 相手方との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体

3 CredNex 利用者は、東証が前項に関する調査を行う場合にはこれに協力するものとします。

(免責事項)

第 29 条 東証の故意又は重過失によらない東証のサーバ、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災、保守作業、業務の状況その他の理由により CredNex のシステム又は当該システムを通じた CredNex のサービスに不具合等が発生し、それにより CredNex 利用者に費用又は損害等（CredNex 利用者の本来の意図とは異なった取引の約定等を含む）が発生した場合であっても、東証は、一切の責任を負わないものとします。

2 CredNex のシステム上で提供される情報の正確性又は保存等については、人為的、機械的その他何らかの理由により不具合が生ずる可能性があり、CredNex 利用者は、これを了承した上で CredNex を利用するものとします。また、CredNex 利用者がこれらの情報を用いて行う判断の一切について、東証は、東証の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

3 マーケットメイカーが、CredNex において申込みが成立する前に、成立することを期待してとった行動（ヘッジ取引、裁定取引などを含みますがこれらに限りません。）に起因して被った損害について、東証は一切賠償の責を負わないものとします。

4 東証は、東証の故意又は重過失による場合を除き、CredNex 利用者が CredNex のサービスを利用したことにより発生したいかなる費用又は損害等について一切の責任を負わないものとします。

5 CredNex 利用者が CredNex のサービスを利用したことにより他の CredNex 利用者又は第三者に費用又は損害等が発生した場合であっても、東証の故意又は重過失による場合を除き、当該 CredNex 利用者の責任と費用において解決することとし、東証は、一切の責任を負わないものとします。

6 本規約に基づき東証が行った行為に起因して CredNex 利用者に費用又は損害等が発生した場合であっても、東証の故意又は重過失による場合を除き、東証は、一切の責任を負わないものとします。

7 東証は、CredNex のサービスの提供方法を変更し、又は一部 CredNex のサービスの提供を中止する場合には、あらかじめ CredNex 利用者に通知します。それにより CredNex 利用者に費用又は

損害等が発生した場合であっても、東証の故意又は重過失による場合を除き、東証は、一切の責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第 30 条 CredNex 利用者が法令又は本規約に違反して、東証に損害を与えた場合、東証は当該 CredNex 利用者に対してその賠償を求めることができるものとします。

(準拠法、合意管轄)

第 31 条 本規約及び利用契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈されるものとします。また、CredNex 利用者と東証との間に CredNex のサービスの利用について生じた一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約の改定)

第 32 条 東証は、本規約を改定する場合、改定日の 1 か月前まで（第 22 条第 3 項の内容を改定する場合、又は、第 26 条第 1 項の利用料を改定する場合は 3 か月前まで）に、CredNex 利用者に書面又は電磁的方法により通知します。ただし、軽微な改定については予告なく改定する場合があります。その場合には事後的に改定内容を CredNex 利用者に書面又は電磁的方法により通知します。

2 本規約の改定があった場合、利用契約には、常に最新の本規約が適用されるものとします。

(通知)

第 33 条 CredNex 利用者は、他の CredNex 利用者が第 9 条に定める禁止事項に掲げる行為のいずれかを行っていることを認識した場合は、東証に対し、その旨を通知するよう努めるものとします。

(情報の削除等)

第 34 条 東証は、CredNex 利用者の行為が第 9 条各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該 CredNex 利用者への事前の通知なしに、当該 CredNex 利用者が送信若しくは表示する情報の全部若しくは一部の削除又は不表示、第 24 条第 1 項の規定による契約解除その他の東証が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

(保守)

第 35 条 東証は、その責任と費用において、CredNex 用設備が円滑に稼働するよう、当該設備を東証が指定する業者に維持させることができるものとします。

(修理又は復旧の順序)

第 36 条 東証は、CredNex 用の設備が故障し又は滅失した場合であっても、公共の利益のために緊

急を要する事項を内容とする通信のため優先的に取り扱われる設備を優先して修理し又は復旧することができるものとします。この場合において、CredNex 利用者に何らかの損害が生じたとしても、東証は一切の責任を負わないものとします。

(協議事項)

第 37 条 CredNex の運営・利用に関して本規約が定めていない事項又は疑義が生じた場合は、当事者は信義誠実の原則に従い協議するものとします。